

消費税の納税義務（法人）の特定期間

Aさん

税理士のJunさん

法人の場合の特定期間とは何ですか？

少し複雑となりますが、法人の場合の特定期間の概要は、次のとおりです。

	前事業年度が短期事業年度に非該当	前事業年度が短期事業年度に該当
特定期間とは	前事業年度開始の日から 6か月の期間	前々事業年度開始の日から 6か月（前々事業年度が基準期間 に含まれる等の場合は、該当なし）

短期事業年度とは、前事業年度が7か月以下の場合等をいいます（国税庁「特定期間の判定」参照）。

具体的に例をあげて説明してください。

法人の特定期間は、例えば、次のようになります。



上記の例の場合には、前事業年度が短期事業年度には該当しませんので、特定期間による納税義務の判定が必要となります。

前事業年度が短期事業年度に該当する場合は、どうなりますか？

前事業年度が短期事業年度に該当する場合は、例えば、次のような場合です。



上記の例の場合には、前事業年度が7か月以下のため、特定期間での判定は必要ありません。すなわち、上記の例の場合、**資本金1,000万円以上で設立し課税事業者となる場合を除いて、設立1期目・設立2期目とも（課税事業者の選択をしない限り）免税事業者**ということとなります。

ところで、この特定期間の1,000万円の判断の基準は、課税売上高だけではないのですか？

特定期間において、課税売上高と給与等支払額のいずれの基準で判断するかは、事業者の選択によります。すなわち、いずれかが1,000万円を超えていても、他方が1,000万円以下である場合には、免税事業者と判定することができます。

なるほど、資本金数百万円で会社設立したとしても、設立2期目から納税義務が発生することが起こりうるのですね。

そうですね。決算期の設定次第では、設立2期目から納税義務が発生することが起こり得ます。そういう意味では、会社を設立してから税理士に相談しても後戻りすることは困難ですので、会社を設立する前から、税理士によく相談しておくことをお勧めします。